岩倉市ごみ集積場所環境整備資材購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ごみ集積場所環境整備資材（ごみ収集容器及びごみ集積場所の整備に係る材料等（以下「材料等」という。）をいう。以下同じ。）の購入費の一部を補助することにより、ごみ集積場所の環境整備を促進し、衛生面での美化の向上を図るために交付する岩倉市ごみ集積場所環境整備資材購入費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区　岩倉市区長会の設置等に関する規程（昭和６３年岩倉市訓令第５号）第３条に規定する区のうち別表に定める区をいう。

(2) 区長　岩倉市区長会の設置等に関する規程第４条に規定する区長をいう。

（補助対象ごみ収集容器等）

第３条　補助金の交付の対象となるごみ集積場所環境整備資材(「補助対象資材」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) ごみ収集容器　次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア　区が設置するものであること。

イ　本体がネット等で覆われ、収集するごみ袋がこぼれ落ちない構造であること。

ウ　カラス等による鳥獣害を防止するための開閉式の蓋が設置されていること。

(2) 材料等　区が管理するごみ集積場所の整備に係る板塀、柱、コンクリートブロック、側溝ふた等であること。この場合において、整備に伴い使用する工具類及び工賃は、材料等に含まないものとする。

（補助対象費用）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象資材の購入に要する費用（購入の際に要した送料を含む。）とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、ごみ収集容器１基当たり（材料等については、１申請当たり）３０，０００円を上限とする。

（事前協議）

第６条　区長は、補助対象資材を購入する前に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について市長と協議するものとする。

(1) ごみ収集容器の購入　ごみ収集容器の設置場所、構造等

(2) 材料等の購入　当該材料等を用いて整備するごみ集積場所の位置、材料等の材質等

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする区長は、岩倉市ごみ集積場所環境整備資材購入費補助金交付申請書（様式第１）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ごみ収集容器の購入　次に掲げる書類

ア　ごみ収集容器のカタログその他のごみ収集容器の仕様が確認できる書類

イ　領収書その他のごみ収集容器の購入に要する費用が確認できるもの

ウ　ごみ収集容器を設置したことが分かる写真

エ　ごみ収集容器の設置箇所が分かる地図

(2) 材料等の購入　次に掲げる書類

ア　内訳書等の材料等の品目・数量の分かるもの

イ　領収書その他の材料等の購入に要する費用が確認できるもの

ウ　材料等を用いてごみ集積場所を整備したことが分かる写真

エ　材料等を用いて整備したごみ集積場所の位置が分かる地図

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした区長に対し、岩倉市ごみ集積場所環境整備資材購入費補助金交付決定通知書（様式第２）により通知するものとする。

（請求及び交付）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた区長は、岩倉市ご

み集積場所環境整備資材購入費補助金交付請求書（様式第３）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により提出された請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

区	大市場町　下本町　中本町　東町　中野町　本町（上市場）　本町（北口）　本町（門前）　西市町　新柳町　鈴井町　泉町　八剱町　井上町　神野町　石仏町　北島町　野寄町　大地町　中央町　川井町　大山寺町　稲荷町　曽野町　南新町